



富士が丘防災便り(第10号)

2017年3月吉日
発行 富士が丘防災部会
後援 富士小校区まちづくり推進協議会

我が家への防災・避難情報

◆避難情報への対応◆

避難情報が出された場合は、落ち着いて情報を従って行動しましょう。

<避難情報>

種類	どうしたらいいの?	補足
避難準備・高齢者等 避難開始	情報の収集や各自の持ち出し物の準備など非難の準備をしましょう。また、避難支援者は支援行動を開始する。	お年寄り、体の不自由な方など、避難に時間要する方は避難を開始する。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。指定避難所か屋内の安全な場所へ避難する。	単独での避難は危険なので、隣近所で声掛け合い、助け合って避難する。
避難指示(緊急)	ただちに指定避難所か屋内の安全な場所へ避難する。	避難する余裕がない時は、命を守る最低限の行動をとってください。

<三田市の避難所の種類>

名称	定義(役割)	身近な場所
区・自治会避難所 (旧:一時避難所)	災害時に危険を一時的に回避する場所、または安否確認をする場所で、区・自治会ごとで任意に決定した場所	各地区で定められた児童公園など ⇒自分の集合場所を自治会に確認しましょう
市指定避難所 (旧:一次避難所)	災害で自宅が被害を受けた、または受けたおそれのある市民が一定期間の避難生活をする避難所	富士小学校、富士中学校 市民センター
補助避難所 (旧:二次避難所)	大規模災害により、市指定避難所が受け入れ能力を超える場合や使用不能な場合に開設される避難所	市内の県立高校(北摂三田高等学校)
福祉避難所(旧:同じ)	災害時に障がい者、要介護者などを一時的に受け入れる避難所	総合福祉保健センター
広域避難場所(旧:同じ)	災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、主に地震災害時の家屋などの延焼に備えて、市民の安全を確保するための大規模避難場所	深田公園

<被災者の避難の流れ>

風水害時
<災害発生前>

市指定避難所

市民センターなど
自主避難・早期の避難が必要な方を受け入れ

風水害・地震時
<災害発生後>

区・自治会避難所

区・自治会が指定した公園など(安否確認を行う)
災害が拡大する場合は集団で次の避難所へ

高齢者・
障がい者

福祉避難所

福祉センター

広域避難場所

大規模な公園

避難の場合は、まず区・
自治会避難所に集合し
て安否確認を!

小・中学校
被害状況により高校

市指定避難所

避難生活

自宅で生活で
きない場合

帰宅

防災便りは、富士が丘ポータルサイトにも掲載しています。<http://sanda-fujigaoka.com/> [富士が丘]で検索)

◆通信欄◆

昨年6月から発行してきた「防災便り」は、今号で一区切りにしたいと思います。数ヶ月の猶予をいただいてまた発行したいと思いますので、よろしくお願いします。

◆つぶやき◆

梅が咲き一雨ごとに暖かくなっています。3月11日は、あの東日本大震災から6年になりますが、犠牲となられた方々のことを胸に、震災からの教訓を風化させることなく、いつ起こるかわからない災害の被害を少しでも防ぐことができるよう、取り組みたいものです。(m.y)

